

公表資料をもとに県民活躍推進課で作成		非行助長行為の禁止			淫行等の禁止		備考
		規定の有無	該当条文	対応する罰則	対応する罰則	該当条項	
1	北海道	なし					
2	青森県	なし	(淫行等の勧誘等の禁止) 第22条の2 何人も、青少年に対して淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘、または強要してはならない。	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (条例上の罰則区分としては2番目に厳しいもの)	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金 (条例上の罰則区分としては最も厳しいもの)	第22条	
3	岩手県	なし					
4	宮城県	なし					
5	秋田県	なし					
6	山形県	なし					
7	福島県	なし					
8	茨城県	有	(非行助長行為の禁止) 第38条 何人も、青少年に対し、有害行為、家出、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕若しくは監禁を行うよう勧誘し、あり、そのかし、若しくは強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。 ※「有害行為」に「みだらな行為」、「わいせつ行為」が含まれる。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第35条	
9	栃木県	なし					
10	群馬県	有	(非行助長行為の禁止) 第43条第1項 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為等を行うよう勧誘し、あり、そのかし、又は強要し、又はこれらの行為を行わせる目的を持って金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第35条	
11	埼玉県	なし					
12	千葉県	なし					
13	東京都	なし					
14	神奈川県	なし					
15	新潟県	なし					
16	富山県	なし					
17	石川県	有	(非行助長行為の禁止) 第54条の2 青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為や家出、違法運転などの行為を行うよう勧誘し、あり、そのかし、又は強要してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第52条	
18	福井県	なし					
19	山梨県	なし					
20	長野県	なし					
21	岐阜県	なし					
22	静岡県	なし					
23	愛知県	なし					
24	三重県	なし					
25	滋賀県	なし					
26	京都府	なし					
27	大阪府	なし					
28	兵庫県	なし					
29	奈良県	なし					
30	和歌山県	有	(場所提供及び周旋の禁止) 第28条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされるおそれがあり、又は青少年がこれらの行為を行うおそれのあることを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (1) 淫行又はわいせつな行為をすること。 (2) 大麻、麻薬、あへん又は覚醒剤(覚醒剤原料を含む。)を使用すること。 (3) 有害薬品類を不健全に使用すること。 (4) 飲酒又は喫煙をすること。 (非行助長行為の禁止) 第29条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為若しくは道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条に規定する行為又は家出を行うように勧誘し、あり、そのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他財産上の利益又は便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第26条	
31	鳥取県	なし					
32	島根県	有	(非行助長行為の禁止) 第23条第1項 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、道路交通法第68条に規定する行為、淫らな性行為、わいせつな行為又は特定薬品等の不健全使用を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。	罰則なし	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	第21条	
33	岡山県	有	(非行助長行為の禁止) 第19条第1項 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あり、そのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第20条	
34	広島県	有	(淫行等の勧誘等の禁止) 第39条の2 何人も、青少年に対して淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘、または強要してはならない。	6月以下の拘禁刑（懲役）又は30万円以下の罰金	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	第39条	
35	山口県	なし					
36	徳島県	なし					
37	香川県	なし					
38	愛媛県	なし					
39	高知県	なし					
40	福岡県	なし					
41	佐賀県	なし					
42	長崎県	なし					
43	熊本県	なし					
44	大分県	有	第38条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為 二 とばく又は暴行 三 飲酒又は喫煙 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。）の不健全な使用 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）の不健全な使用 (非行助長行為の禁止) 第39条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条、第17条、第20条、第25条の2、第68条若しくは第76条第4項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。 (2 略)	10万円以下の罰金又は科料	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第37条	
45	宮崎県	なし					
46	鹿児島県	なし					
47	沖縄県	有	(有害行為のための場所提供又は周旋の禁止) 第18条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。 (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為 (2) 薬品類等を不健全に使用する行為 (3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用 (4) 賭博、飲酒又は喫煙 (5) 入れ墨を施す行為 (6) 暴行、脅迫又は恐喝 (非行助長行為の禁止) 第18条の2 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為等を行うよう勧誘し、あり、唆し、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。	1年以下の拘禁刑（懲役）又は50万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑（懲役）又は100万円以下の罰金	第17条の2	